

令和2年3月26日

各社会福祉法人代表者様  
各指定障害福祉サービス事業所管理者様  
各指定障害児通所支援事業所管理者様

広島県健康福祉局障害者支援課長  
(〒730-8511 広島市中区基町10-52)

セーフティネット保証5号の対象業種（社会福祉施設等関連）の指定について（通知）

このことについて、令和2年3月24日付けで厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名により、別紙のとおり事務連絡がありました。

経済産業省において、令和2年度第1四半期分（令和2年4月1日から令和2年6月30日まで）のセーフティネット保証5号（※）の対象業種に、社会福祉施設等関連の業種も指定されることとされております。

なお、詳細につきましては、次の経済産業省のニュースリリースをご参照いただきますようお願いいたします。

（※）セーフティネット保証5号の制度概要

全国的に業況の悪化している業種に属することにより、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で80%保証を行う制度。

○ 経済産業省ホームページ

経済産業省ニュースリリース「セーフティネット保証5号の対象業種を指定します（令和2年度第1四半期分）」

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200323008/20200323008.html>

<セーフティネット保証5号に関するお問い合わせ先>

お問い合わせ先	電話番号
中小企業金融相談窓口	03-3501-1544
中国経済産業局 中小企業課	082-224-5661